

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の概要

趣旨

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に、平成30～32年度で、事業者から徴収する拠出金（事業者拠出金^注）を3,000億円充てることとされている。

（注）事業者拠出金は、厚生年金保険料等を事業者から徴収する際、拠出金率を上乗せして徴収するもの。
（労使折半ではなく、使用者のみ拠出金を負担）

平成31年度予算の編成過程における事業者団体との協議の結果を踏まえ、事業者拠出金の率及び保育の運営費（0歳～2歳児相当分）への充当割合を引き上げる。

概要

1．事業者拠出金の率の引上げ（第27条）

事業者拠出金の率を、2.9/1,000（0.29%）から3.4/1,000（0.34%）に引き上げる。

2．事業者拠出金の施設型給付費等支給費用への充当割合の引上げ（第24条の2）

保育の運営費（0歳～2歳児相当分）のうち、事業者拠出金をもって充てる割合を、57.5/1,000（5.75%）から104/1,000（10.4%）に引き上げる。

1、2のほか、第8次地方分権一括法により、教育・保育施設の利用定員の設定に係る市町村から都道府県への事前協議が事後届出に改正されたことに伴うハネ改正を行う（第16条）。

施行期日

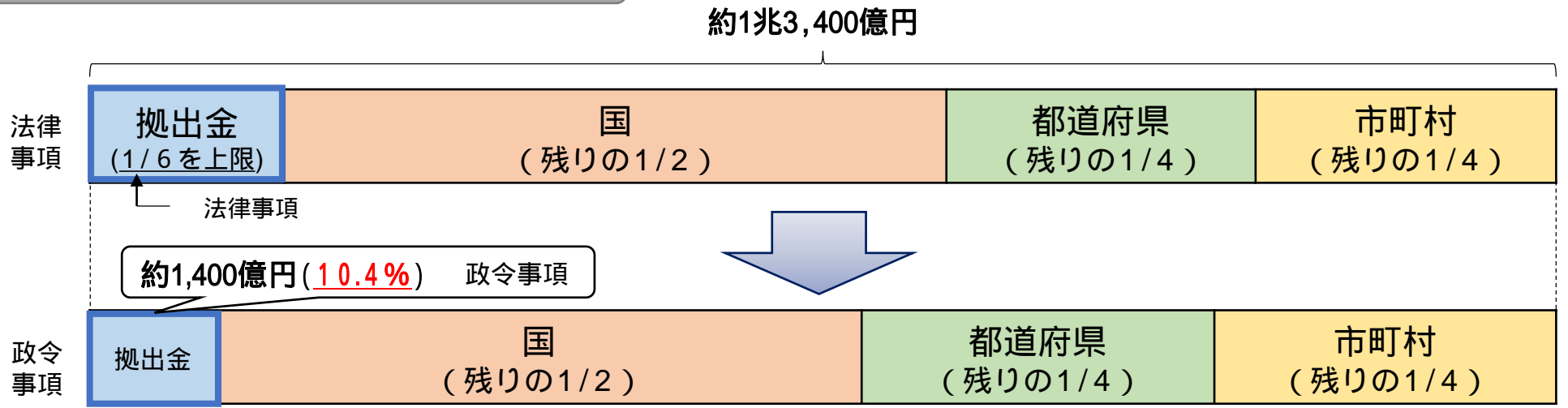
平成31年4月1日 は公布日施行

事業主拠出金の率及び充当割合の引上げ

1. 事業主拠出金の率

事業主拠出金率の上限 (法律事項)	(~ H29) 0 . 2 5 %	➡	(H30改正後) 0 . 4 5 %		
実際の事業主拠出金率 (政令事項)	(H29) 0 . 2 3 %	➡	(H30) 0 . 2 9 %	➡	(H31) <u>0 . 3 4 %</u>
追加の拠出金額 (充当先 : 保育給付、 企業主導型保育事業)			約1,000億円 (約700億円 約300億円)		約2,000億円 (約1,400億円、 約 600億円)

2. 保育の運営費への拠出金充当割合



平成31年度は、保育給付に約1,400億円を充当予定であるため、1,400億円 ÷ 1兆3,400億円 10.4%を政令で規定